

宇治市長 松村 淳子

令和7年度宇治市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

87,329,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16.国庫支出金		17,888,039	94,200	17,982,239
	2.国庫補助金	3,984,952	94,200	4,079,152
歳入合計		87,235,387	94,200	87,329,587

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
3.民生費		38,375,139	84,600	38,459,739
	1.社会福祉費	18,697,660	52,100	18,749,760
	2.児童福祉費	14,644,569	32,500	14,677,069
10.教育費		15,312,441	9,600	15,322,041
	4.幼稚園費	728,937	9,600	738,537
歳出合計		87,235,387	94,200	87,329,587

第2表 繰越明許費補正

1. 追加 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	障害福祉施設物価高騰対策事業	18,700
		介護保険施設等物価高騰対策事業	33,400
	2. 児童福祉費	民間保育所等物価高騰対策事業	32,500
10. 教育費	4. 幼稚園費	私立幼稚園物価高騰対策事業	9,600

令和7年度宇治市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,337,197千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
12.地方交付税		10,170,000	1,046,880	11,216,880
	1.地方交付税	10,170,000	1,046,880	11,216,880
16.国庫支出金		17,982,239	120,947	18,103,186
	1.国庫負担金	13,849,224	111,000	13,960,224
	2.国庫補助金	4,079,152	9,947	4,089,099
17.府支出金		7,455,571	91,780	7,547,351
	1.府負担金	4,855,281	55,500	4,910,781
	2.府補助金	2,046,308	36,280	2,082,588
19.寄附金		210,000	65,530	275,530
	1.寄附金	210,000	65,530	275,530
20.繰入金		1,174,789	1	1,174,790
	1.特別会計繰入金	0	1	1
21.繰越金		614,943	287,630	902,573
	1.繰越金	614,943	287,630	902,573
22.諸収入		2,885,160	△2,058	2,883,102
	4.受託事業収入	42,340	△26,960	15,380
	5.雑収入	963,481	24,902	988,383
23.市債		13,643,400	△603,100	13,040,300
	1.市債	13,643,400	△603,100	13,040,300
歳入合計		87,329,587	1,007,610	88,337,197

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2.総務費		9,153,376	1,124,063	10,277,439
	1.総務管理費	7,360,070	1,109,930	8,470,000

	2. 徴 税 費	887,002	22,133	909,135
	3. 戸籍住民基本台帳費	567,206	△8,000	559,206
3. 民 生 費		38,459,739	618,254	39,077,993
	1. 社 会 福 祉 費	18,749,760	348,254	19,098,014
	2. 児 童 福 祉 費	14,677,069	270,000	14,947,069
6. 農 林 水 産 業 費		439,176	99,000	538,176
	1. 農 業 費	325,431	109,000	434,431
	2. 林 業 費	112,439	△10,000	102,439
7. 商 工 費		2,892,717	△10,000	2,882,717
	1. 商 工 費	2,892,717	△10,000	2,882,717
8. 土 木 費		6,902,584	△96,744	6,805,840
	1. 土 木 管 理 費	641,682	△30,000	611,682
	2. 道 路 橋 梁 費	2,257,975	△39,960	2,218,015
	3. 河 川 費	357,940	△10,000	347,940
	4. 都 市 計 画 費	3,168,640	33,216	3,201,856
	5. 住 宅 費	476,347	△50,000	426,347
10. 教 育 費		15,322,041	△691,963	14,630,078
	1. 教 育 総 務 費	9,333,866	△105,000	9,228,866
	2. 小 学 校 費	3,102,984	△267,750	2,835,234
	3. 中 学 校 費	1,346,420	△299,213	1,047,207
	4. 幼 稚 園 費	738,537	△20,000	718,537
12. 公 債 費		4,750,699	△35,000	4,715,699
	1. 公 債 費	4,750,699	△35,000	4,715,699
歳 出 合 計		87,329,587	1,007,610	88,337,197

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	戸籍情報システム等改修事業	19,400
		情報システム標準化・共通化対応事業	435,000

		避難所環境整備事業	40,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム改修事業	825
4. 衛生費	1. 保健衛生費	水道事業会計出資金	216,300
6. 農林水産業費	1. 農業費	巨椋池排水機場設備更新事業	146,000
7. 商工費	1. 商工費	天ヶ瀬ダムかわまちづくり推進事業	67,830
		宇治プレミアム体験創出事業	10,000
8. 土木費	1. 土木管理費	地籍調査事業	4,862
		2. 道路橋梁費	道路インフラ長寿命化事業(宇治白川線)
	菟道槇島線橋梁耐震化事業		691,795
	一般道路改良事業(伊勢田町58号線)		10,000
	宇治五ヶ庄線道路改良事業		24,000
	菟道志津川線道路改良事業		17,725
	東中畑山田線道路改良事業		9,000
	4. 都市計画費	公園バリアフリー等整備事業	33,216
		黄檗公園再整備事業	27,960
		北小倉地域公園整備事業	5,450
10. 教育費	1. 教育総務費	校務支援システム改修事業	4,510
	2. 小学校費	小学校空調設備整備事業	2,450
		3. 中学校費	中学校施設整備事業
	中学校長寿命化事業		153,100
	中学校空調設備整備事業		5,320

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
情報システム整備事業債	7,700	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

2. 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
庁舎整備事業債	84,000	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	補正前による	補正前による	補正前による	年5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	補正前による
文化センター整備事業債	41,200	同上	同上	同上	同上	補正前による	同上	同上	同上	同上
防災情報システム整備事業債	17,500	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業債	935,700	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
自転車等駐車場整備事業債	28,100	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
公共交通施設整備事業債	13,300	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
安全・安心のまち整備事業債	300,300	〃	〃	〃	〃	287,700	〃	〃	〃	〃
社会福祉施設整備事業債	278,900	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃

地域福祉施設整備事業債	45,300	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
保育所施設整備事業債	25,100	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
育成学級施設整備事業債	12,800	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
水道事業会計出資債	340,300	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
斎場施設整備事業債	30,600	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
清掃施設整備事業債	38,000	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
林道整備事業債	10,000	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
商工施設整備事業債	213,600	〃	〃	〃	〃	204,600	〃	〃	〃	〃
道路整備事業債	1,404,600	〃	〃	〃	〃	1,396,600	〃	〃	〃	〃
河川排水路整備事業債	124,800	〃	〃	〃	〃	114,800	〃	〃	〃	〃
街路整備事業債	2,700	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
公園整備事業債	278,200	〃	〃	〃	〃	293,400	〃	〃	〃	〃
市営住宅建設事業債	177,700	〃	〃	〃	〃	147,700	〃	〃	〃	〃
消防施設整備事業債	414,600	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
不登校児童生徒自立支援教室整備事業債	32,000	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
給食施設整備事業債	1,972,900	〃	〃	〃	〃	1,938,900	〃	〃	〃	〃
小学校施設整備事業債	2,902,500	〃	〃	〃	〃	2,729,700	〃	〃	〃	〃
中学校施設整備事業債	3,338,900	〃	〃	〃	〃	2,988,800	〃	〃	〃	〃
総合野外活動センター整備事業債	13,700	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
源氏物語ミュージアム整備事業債	38,300	〃	〃	〃	〃	38,800	〃	〃	〃	〃
林業施設災害復旧事業債	2,600	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
河川等災害復旧事業債	50,000	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃
7年度借換債	475,200	〃	〃	〃	〃	補正前による	〃	〃	〃	〃

**令和7年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第2号）**

令和7年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,651千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,289,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		3,163,276	143,095	3,306,371
	1. 後期高齢者医療保険料	3,163,276	143,095	3,306,371
4. 繰越金		0	16,556	16,556
	1. 繰越金	0	16,556	16,556
歳入合計		4,129,651	159,651	4,289,302

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		3,892,080	159,650	4,051,730
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	3,892,080	159,650	4,051,730
4. 諸支出金		7,501	1	7,502
	2. 繰出金	0	1	1
歳出合計		4,129,651	159,651	4,289,302

**令和7年度宇治市介護保険事業特別会計
補正予算（第3号）**

令和7年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296,717千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,414,097千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
3. 国庫支出金		4,182,127	19,960	4,202,087
	1. 国庫負担金	3,052,735	16,000	3,068,735
	2. 国庫補助金	1,129,392	3,960	1,133,352
4. 支払基金交付金		4,667,315	21,600	4,688,915
	1. 支払基金交付金	4,667,315	21,600	4,688,915

5. 府 支 出 金		2,521,197	10,000	2,531,197
	1. 府 負 担 金	2,398,457	10,000	2,408,457
7. 繰 入 金		3,141,538	28,440	3,169,978
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,835,374	10,000	2,845,374
	2. 基 金 繰 入 金	306,164	18,440	324,604
8. 繰 越 金		81,743	216,717	298,460
	1. 繰 越 金	81,743	216,717	298,460
歳 入 合 計		18,117,380	296,717	18,414,097

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		16,772,906	80,000	16,852,906
	1. 介 護 サービス 等 諸 費	16,359,690	50,000	16,409,690
	2. 介 護 予 防 サービス 等 諸 費	392,804	30,000	422,804
4. 基 金 積 立 金		7,928	216,717	224,645
	1. 基 金 積 立 金	7,928	216,717	224,645
歳 出 合 計		18,117,380	296,717	18,414,097

公 告

宇治市公告第16号

農用地利用集積等促進計画の認可について
 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年3月30日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要
 （賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度	申請番号	権利の設定をする土地
令和7年度	第21号	宇治市横島町門口19の一部 宇治市横島町門口21の一部
令和7年度	第22号	宇治市伊勢田町北遊田35 宇治市伊勢田町北遊田36
令和7年度	第23号	宇治市横島町西鴨沢76 宇治市横島町西鴨沢77

令和7年度	第24号	宇治市小倉町新田島43 宇治市小倉町新田島44
令和7年度	第25号	宇治市横島町五才田42-1の一部 宇治市横島町五才田43-1の一部

2 認可した日
 令和8年3月30日

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年3月24日

宇治市教育委員会
 教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年3月25日 午後6時30分
 開会場所 宇治市役所 大会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 報告
 - 3 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について
 - 4 専決事項の報告について
 - 5 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて
 - 6 宇治市学校給食センター条例施行規則を制定するについて
 - 7 宇治市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則を制定するについて
 - 8 市職員を任免するについて
 - 9 専決事項の報告について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第40号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和8年3月27日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

投票区	投票管理者		同左の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 区				
第 2 区				
第 3 区				
第 4 区				
第 5 区				
第 6 区				
第 7 区				
第 8 区				
第 9 区				
第 10 区				
第 11 区				
第 12 区				
第 13 区				
第 14 区				
第 15 区				
第 16 区				
第 17 区				
第 18 区				
第 19 区				
第 20 区				
第 21 区				
第 22 区				
第 23 区				
第 24 区				
第 25 区				
第 26 区				
第 27 区				
第 28 区				
第 29 区				
第 30 区				
第 31 区				
第 32 区				
第 33 区				
第 34 区				
第 35 区				
第 36 区				
第 37 区				
第 38 区				
第 39 区				
第 40 区				
第 41 区				
第 42 区				
第 43 区				
第 44 区				
第 45 区				
第 46 区				
第 47 区				
第 48 区				
第 49 区				

(揭示済)